

山梨県公報

第一千五百九十五号	平成二十八年四月十一日
月曜日	平成二十八年四月十一日

公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後藤

斎

一 測量の種類 基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」及び「国土広域情報」修正測量)
二 測量の地域 山梨県全域
三 測量の期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

手数料の収納事務の委託 三一五
公 告 告 三一五
基本測量の実施 三一五
公共測量の終了(五件) 三一五
公安委員会 三一五
信号機の設置等交通規制の告示の一
部改正 三一六

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後藤

斎

一 測量の種類 公共測量(航空レーベル測量)
二 測量の地域 南巨摩郡早川町及び南巨摩郡身延町
三 測量の期間 平成二十七年六月五日から平成二十八年三月十日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲州市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後藤

斎

一 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
二 測量の地域 甲州市全域
三 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月十八日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。
平成二十八年四月十一日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

別表第一中

- | | |
|---------|------------------------------|
| 一 测量の種類 | 公共測量(航空レーザ測量) |
| 二 测量の地域 | 南アルプス市及び南巨摩郡早川町の一部 |
| 三 测量の期間 | 平成二十七年六月二十四日から平成二十八年一月二十九日まで |
- 公共測量の終了
- 測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 一 测量の種類 | 公共測量(道路台帳作成) |
| 二 测量の地域 | 南アルプス市の一部 |
| 三 测量の期間 | 平成二十七年十月十五日から平成二十八年二月二十六日まで |

● 公共測量の終了

- 測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- | | |
|---------|--------------------------|
| 一 测量の種類 | 公共測量(航空レーザ測量) |
| 二 测量の地域 | 北杜市及び韮崎市 |
| 三 测量の期間 | 平成二十七年六月六日から平成二十八年三月十日まで |

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安

七八	都留市四日市場六五五番地の二 先(市道四日市場桂高線と市道 四日市場古川渡線と市道四日市 場キツネ寿線との十字路交差点)	桂高校入口	平成一五年七月一四日 告示第五一号
七〇	西八代郡上九一色村本栖五二番 地先(国道一三九号線と学校取 付道路との交わる丁字路交差点)	統合中学校前	平九・一〇・一三三 建設省笛吹川 出張所前
一一	笛吹市石和町八田一一四番地先 (町道三号線と町道二号線との 十字路交差点)	八田御朱印公 園南東	平九・一〇・一三三 告示第五一号

を	に、	を	に、	を
七八	都留市四日市場六五五番地の二 先(市道四日市場桂高線と市道 四日市場古川渡線と市道四日市 場キツネ寿線との十字路交差点)	桂高校入口	平成一五年七月一四日 告示第五一号	平成二八年四月一一日 告示第四一号
七〇	西八代郡上九一色村本栖五二番 地先(国道一三九号線と学校取 付道路との交わる丁字路交差点)	統合中学校前	平九・一〇・一三三 建設省笛吹川 出張所前	平九・一〇・一三三 告示第五一号
一一	笛吹市石和町八田一一四番地先 (町道三号線と町道二号線との 十字路交差点)	八田御朱印公 園南東	平九・一〇・一三三 建設省笛吹川 出張所前	平九・一〇・一三三 告示第五一号

五九四	五九三	三六四	三六四	七八
前広場 甲府駅	前広場 甲府駅	市道	県道	都留市四日市場六五五番地の二 先(市道四日市場桂高線と市道 四日市場古川渡線と市道四日市 場キツネ寿線との十字路交差点)
甲府市丸の内一丁目 一番八号先(甲府駅 (三〇メートル))	甲府市丸の内一丁目 一番八号先(甲府駅 前広場一、二番大型 バス乗降所西側)	笛吹市石和町市部一 ○四六番地先から 石和町駅前八番地二 先まで(七九〇メー トル)	東八代郡石和町市部一 、○四六番地先(巴屋) 石和町松本九六番地 先(沢田屋薬店)ま で(一、〇三〇メー トル)	健康科学大学 入口
車両 (路線)	車両 (路線)	大型貨物自動車 大型特殊車	大型貨物自動車 大型特殊車	平成二八年四月一日 告示第四一号
終日	終日	終日	終日	
甲府	甲府	笛吹	石和	
告示 六一・九・一八	告示 第二四号	平成二八年四月一 日告示第四一号	五一・三・五 一一号	

七二七	五九五	五九三	五九五
市道	削除	削除	甲府駅前広場
甲府市桜井町二三七番地先（桜井交差点南側）から甲府市和戸町一、二一五番地先（甲運小学校入口交差点）までの間（六五〇メートル）			甲府市丸の内一丁目一番八号先（甲府駅前広場五、六番線路線バス乗降所西側）（三〇メートル）
車両（二輪車・軽車両を除く。）			甲府市丸の内一丁目一番八号先（甲府駅前広場五、六番線路線バス乗降所西側）（三〇メートル）
間までの三〇分前八時から三〇分前七時までの間			甲府市丸の内一丁目一番八号先（甲府駅前広場五、六番線路線バス乗降所西側）（三〇メートル）
甲府	甲府	甲府	甲府
平成二七年一二月一四日告示第一四一號	平成二八年四月一日告示第四一號	平成二八年四月一日告示第四一號	六一・九・一八 終日告示第三四四號

を

三七	削除	三七	別表第四中	に改める。	七二七	市道
					甲府市桜井町二三七番地先(桜井交差点南側)から甲府市和戸町一、二一五番地先(甲運小学校入口交差点)までの間(六五〇メートル)	甲府市桜井町二三七番地先(桜井交差点南側)から甲府市和戸町一、二一五番地先(甲運小学校入口交差点)までの間(六五〇メートル)
		甲府市丸の内一丁目一番八号先甲府駅前口一タリ一車両	甲府駅南口公共交通口一タリ一入口から出口までの間)(一〇〇メートル)	甲府駅南口公共交通口一タリ一車両(バス・タクシ)を除く	車両(二輪車・軽車)	車両(二輪車・軽車)
		終へ日	車両進行	終日	三〇分間までの間	休日を除く午前七時から午前八時
甲府	月一日	平成二八年四月一六号	甲府	平成二八年四月一日	甲府	平成二七年一一月一四日
						告示第一四一号

に

一〇一	市道	六〇三	別表第五中	に改める。	六〇一	市道
		甲府駅南口公共交通口一タリ一車両			笛吹市石和町松本一七番地一先(石和温泉駅北口ロータリー入口から出口までの間)(七〇メートル)	笛吹市石和町松本一七番地一先(石和温泉駅北口ロータリー入口から出口までの間)(七〇メートル)
	地先(愛宕町道踏切北側)	甲府市丸の内一丁目一一番号先(甲府駅南口公共交通口一タリ一入口から出口までの間)(一〇〇メートル)			車両	車両
	車を除く車両(自転車を除く)	南進する			車両進行	車両進行
	時から	休日を除く七時			車両進行	車両進行
甲府	告示第一二号	平成一六年二月二三日	甲府	平成二八年四月一日	二月一四日	二月一四日
					告示第一四一号	告示第一四一号
						笛吹告示第四一号

二六六	に、	一〇一	を、	一〇一
線 府 蓬崎 方道甲 主要地		市道		市道
甲府市大和町三番一 七号先(北中学校入 口交差点)	番一〇号先(カトリック教会南側)	甲府市中央二丁目七 地先(愛宕町道踏切 北側)	甲府市中央二丁目七 番一〇号先(カトリック教会南側)	甲府市中央二丁目七 番一〇号先(カトリック教会南側)
両・輕車両(原付) を除く車両 東進す	両・輕車両(自転) を除く車両 東進す	両・輕車両(自転) を除く車両 南進す	両・輕車両(自転) を除く車両 東進す	両・輕車両(自転) を除く車両 東進す
終日	で九時まで九時から 休日を除く七時まで	で九時まで九時から 休日を除く七時まで	で九時まで九時から 休日を除く七時まで	で九時まで九時から 休日を除く七時まで
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府
平成二七年一〇月二二日 告示第一一八号	平成二八年四月一日 告示第四一号	平成二八年四月一日 告示第四一号	平成二八年四月一日 告示第四一号	平成二六年一月二三日 告示第一二号

四五一	を、	四五一	に改める。 別表第六中	一六七	を、	一六六
市道		市道		主要地		主要地
甲府市中央三丁目一 〇番二七号先(輿水 方北側)	甲府市中央三丁目一 〇番二七号先(輿水 方北側)	甲府市丸の内一丁目 五四一番一号先	甲府市丸の内一丁目 五四一番一号先	線 府 蓬崎 方道甲 主要地	甲府市大和町三番一 七号先(北中学校入 口交差点)	甲府市大和町三番一 七号先(北中学校入 口交差点)
関係車道・家屋(自転) を除く車両 西進す	関係車道・家屋(自転) を除く車両 西進す	東進す バス・タクシーや を除く車両 西進す	東進す バス・タクシーや を除く車両 西進す	両・輕車両(原付) を除く車両 東進す	両・輕車両(原付) を除く車両 東進す	両・輕車両(原付) を除く車両 東進す
で九時まで九時から 休日を除く七時まで	で九時まで九時から 休日を除く七時まで	終日	終日	終日	終日	終日
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府
平成二八年四月一日 告示第四一号	平成二六年一月二三日 告示第一二号	平成二八年四月一日 告示第四一号	平成二八年四月一日 告示第四一号	平成二七年一〇月二二日 告示第一一八号		

市道		五六九	五六八
終日	南甲府	甲府	甲府
北進する車両(二輪・軽車・両を除く。)	西進する車両(バス・タクシーを除く。)	終日	終日
平成二七年三月 一一日 告示第一六号	平成二八年四月 一一日 告示第四一號		平成二七年一〇月二二日 告示第一一八号
終日	南甲府	甲府	甲府
東進する車両	西進する車両(バス・タクシーを除く。)	終日	終日
甲府市西高橋町四九 三番地先(市道同士 の三差路交差点)	甲府市丸の内一丁目 五四一番一号先	甲府市朝日五丁目一 三番一五号先(市道 同士の丁字路交差点)	甲府市朝日五丁目一 三番一五号先(市道 同士の丁字路交差点)
市道	主要地 方道甲 府 韋崎 線	五六九	五六八
一〇一	別表第七中	改める。	

	五六八	
	市道	
)	甲府市朝日五丁目一 三番一五号先（市道 同士の丁字路交差点 ）	
(。)	北進する車両 (二輪 ・軽車 両を除く。)	
	終日	
	甲府	
	平成二七年一〇 月二二日 告示第一一八号	

			別表第十中 に改める
八八四	八八四	七九九	七九九
町道	国道 三〇〇 号線	削除	国道 二号 南巨摩郡中富町寺沢三番地の 二先(寺沢橋北詰)
南巨摩郡身延町北川一、〇八一 番地(山之神神社前)	西八代郡下部町長塙四番地の八 八先(子供遊園地前)	南部	一
一	一	平成二八年四月	鰍沢
南部	市川	一一日	四九・四・一
告示第四四一号	四九・四・一 一六号	告示第四四一号	一六号
平成二八年四月 一一日	一一		一一

三、〇三五	削除	三、〇三五	町道	二、九一六	市道大八田・富岡線	二、九一六	町道	一、七五六	削除	一、七五六	県道山中内野忍草線
府 南甲	平成二八年四月 一一日 告示第四一號	中巨摩郡昭和町西条字中河原三 一六三番地先(カルバートボ ツクス東側)	北杜市長坂町渋沢一、〇〇七番 地の一九先(北杜高校東側)	北巨摩郡長坂町渋沢一、〇〇七 番地の一九先(北杜高校東側)	北杜市長坂町渋沢一、〇〇七番 地の一九先(北杜高校東側)	一	北杜	吉田 富士	平成二八年四月 一一日 告示第四一號	南都留郡忍野村内野一九九番地 先(内野保育所前)交差点	
一	府 南甲	平成二八年四月 一一日 告示第四一號	一	一	一	二	長坂	吉田 富士	平成二八年四月 一一日 告示第四一號	一	富士 五〇・一〇・六
六号	五九・二・六	告示第四一號	平成二八年四月 一一日 告示第四一號	平成二八年四月 一一日 告示第四一號	平成二八年四月 一一日 告示第四一號	三	告示第四一號	吉田 富士	平成二八年四月 一一日 告示第四一號	二	吉田 三三号

五、四六七	町道	五、四七六	町道	五、一三〇	主要地	五、一三〇	主要地	五、〇三四	国道一三九号	五、〇三四	国道一三九号
町道	南巨摩郡富士川町青柳町一、三 四 鰐沢	町道	南巨摩郡富士川町青柳町一、三 九五番地二先(町道同土の十字 路交差点)	井 甲 州 線	笛吹市八代町米倉六八七番地の 一先(米倉橋南交差点)	井 甲 州 線(桂 林バイパス)	笛吹市八代町米倉六八七番地の 一先(米倉橋南交差点)	国 道 一	南都留郡西桂町小沼八八五番地 先(桂高架橋下)	国 道 一	南都留郡西桂町小沼八八五番地 先(桂高架橋下)
南巨摩郡富士川町青柳町一、三 四 鰐沢	平成二八年四月 一二日 告示第二二六號	二	二	二	二	三	一	大月	平成二八年四月 一一日 告示第四一號	大月	平成二六年四月 八日 告示第二二二號
四 鰐沢	平成二八年四月 一二日 告示第二二六號	鰐沢	平成二七年三月 一二日 告示第二二六號	笛吹	平成二八年四月 一一日 告示第四一號	笛吹	平成一九年一二月 一三日 告示第一一七號	都留	平成一六年四月 八日 告示第二二二號	都留	平成一六年四月 八日 告示第二二二號

五 四九五	主要地 方道甲 府南ア 線ルブス	五 四九六	五 四九七	五 四九八	五 四九九	一 一一八	別表第十四中 に改める。
甲斐市西八幡四、五三三番地先 (農林高校北交差点)	平成二八年四月	五 四九六	五 四九七	五 四九八	五 四九九	口湖線 県道 鳴沢河 道	別表第十四中 に改める。
笛吹市穂坂町宮久保六、一四八 番地一先(穂坂小学校前交差点)	平成二八年四月	主要地 方道罫 崎昇仙 峠線	五 四九七	五 四九八	五 四九九	吉田 野富士 中湖忍 県道山 吉田線	市道
笛吹市境川町寺尾三五五番地二 先(間門交差点)	平成二八年四月	五 四九六	五 四九七	五 四九八	五 四九九	南都留郡鳴沢村三 六八三番地の一 先(大田和交差点)から南都留郡河 口湖町船津三、七 六一二番地の一先(ハ 船津三差路)まで	国道三 五八号
笛吹市上神内川一、一二六番地 一先	一	五 四九六	五 四九七	五 四九八	五 四九九	五、七五〇 高速車	南都留郡忍野村内野一九六番地
一	一	五 四九六	五 四九七	五 四九八	五 四九九	四〇	一 吉田 富士
一	一	五 四九六	五 四九七	五 四九八	五 四九九	一一・一二・三	告示第四一号
一	一	五 四九六	五 四九七	五 四九八	五 四九九	一一・一二・三	告示第四一号

第一千五百九十五号 平成二十八年四月十一日

二八三	に、	一三七	を	一三七	に、	一一八	を
市道 舞鶴公 園北通	○号	国道二一	○号	国道二一	○号	県道鳴 沢富士 河口湖 線	○号
甲府市丸の内一丁 目三番三号先(山 交百貨店)から甲	大月市笛子町吉久 保一、二八七番地 の四先(笛子川橋 東詰交差点)から 野二、二四八番地 先(道の駅甲斐大 和北西側丁字路交 差点)までの両側	大月市笛子町吉久 保一、二八七番地 の四先(笛子川橋 東詰交差点)から 瀬九二六番地先へ 鶴瀬橋(西詰) の両側	大月市笛子町吉久 保一、二八七番地 の四先(笛子川橋 東詰交差点)から 瀬九二六番地先へ 鶴瀬橋(西詰) の両側	○一〇、四〇	○一〇、四〇	五、七五〇	○一〇、四〇
三四〇	七、二一〇	車両(原付・けん引を除く)	車両(原付・けん引を除く)	四〇	四〇	五〇	五〇
車両	車両(原付・けん引を除く)	車両(原付・けん引を除く)	車両(原付・けん引を除く)	大月	大月	吉田	吉田
三〇	四〇	四〇	四〇	日下	塩山	平成二八 年四月一 日	平成二八 年四月一 日
甲府	大月部日下	大月部日下	大月部日下	年四月一 日	年一月三 日	告示第四	告示第四
三九号 一・一五・一	一号告示第四	一号告示第四	一号告示第四	平成二八 年四月一 日	平成一四 年一月三 日	平成二八 年四月一 日	平成二八 年四月一 日

			り線
			府市中央（丁目五番一号先（杉下豆腐店）まで
		二八三	主要地
	通り線	府道甲斐韋崎線・市道舞鶴北公園	甲府市丸の内一丁目五四一番一号先から甲府市中央二丁目五番一号先までの両側
	六六八	町道甲西工事取付道路	中巨摩郡甲西町前沢一、一六〇番地の一先（甲西自工）から中巨摩郡甲西町戸田一八九番地の一〇先（六号道路との交差点）まで
	一〇八〇	高速車	一、〇八〇
	車両（けん引原付・けん引を除く）	四〇	車両（けん引を除く）
	五〇	小笠原	三〇
	スルブ（南ア）	五五・八	甲府
	平成二八年四月一日告示第四号	三五号	平成二八年四月一日告示第四号
に、	六六八 市道	六六八 町道甲西工事取付道路	に、
に、	一、一六〇番地一 先（甲西工業団地 入口交差点）から 南アルプス市戸田 一八九番地の一〇 先までの両側	中巨摩郡甲西町前沢一、一六〇番地の一先（甲西自工）から中巨摩郡甲西町戸田一八九番地の一〇先（六号道路との交差点）まで	に、
を	一、〇八〇	高速車	を
を	車両（けん引原付・けん引を除く）	四〇	を
（	五〇	小笠原	（
）	スルブ（南ア）	五五・八	）
に、	平成二八年四月一日告示第四号	三五号	に、
を			を

七〇四	国 道 二三九 号線	南都留郡鳴沢村地内(緑の休暇村入 口)から南都留郡鳴沢村大田和三、六 九一番地先(大田和交差点)まで
五、九〇〇	高 速 車	
四〇	中 速 車	
吉田	富 士	六三・一 一・一〇 第一八号
平成二八年四月一日告示第四号	吉田富士	平成二八年四月一日告示第四号
四三号	吉田富士	五〇
五九・九	吉田富士	五、九〇〇
一、一二五〇	高 速 車	車両(原付・けん引)を除く。
五〇		五〇
平成二八年四月一日告示第四号	吉田富士	吉田富士
一號	富 士	吉田富士
平成二八年四月一日告示第四号	吉田富士	吉田富士
九八一削除	九八一	七〇四
	九八一	三九号
	県 道 河口湖 富士線	國 道 一
	南都留郡河口湖町 船津三九一番地の (富士緑の休暇村 入口)から南都留 郡鳴沢村大田和三 六九一番地先(大 田和交差点)ま での両側	南都留郡鳴沢村八 五三二番地五先 (富士緑の休暇村 入口)から南都留 郡鳴沢村大田和三 六九一番地先(大 田和交差点)ま での両側

九八六	村 町 道	東八代郡中道町下 曾根三、二七一番 地先(中島鶏卵市 場前)から東八代 郡豊富村高部一、 九二一番地の一先 (よつちゃん食品 南)まで
七五〇	車 両	
三〇		
府 南 甲	府 南 甲	府 南 甲
平成二八年四月一日告示第四号	平成二八年七月九日告示第六八号	平成二八年四月一日告示第四号
一號	府 南 甲	一號
五〇		三〇
一、三七〇	車 両 (原付・けん引)を除く。	九一〇
五〇		三〇
府 南 甲	府 南 甲	府 南 甲
平成二八年四月一日告示第四号	平成二八年七月九日告示第六八号	平成二八年四月一日告示第四号
九八六	市 道	九八六
一、三七〇	車 両 (原付・けん引)を除く。	九八六
五〇		一、四
府 南 甲	府 南 甲	○一、四
平成二八年四月一日告示第四号	平成二八年七月九日告示第六八号	○一、四
一號	府 南 甲	一號
五〇		一、四
右 左 口 新 線 方 道 主 要 地	嶺南ア ルバス 中央線 (新山 梨環状 道路)	○一、四
府 中 央 東 ラン ブ 市 西 下 条 町 一 七 先	中央市極楽寺一五 八番地一先(玉穂 東ランブ)から甲 府市西下条町一、 三四七番地一七先 (西下条立体ラン ブ合流部)までの 両側	○一、四

四〇 一、七 線 柳 町道青 一號	六一 一、六 線 島竜王 県道敷	六一 一、六 線 島竜王 県道敷	環状道 (西下条立体ラン プ合流部)までの 両側
側 交 差 点) までの 兩 側	甲斐市中下条九一 九番地一先(中下 条交差点)から甲 斐市牛句一三一番 地先(金石橋西側 丁字路交差点)ま での両側	甲斐市名取三三四 番地先(真福寺南 市牛句一三一番地 先(金石橋西側丁 字路交差点)まで の両側	甲斐市名取三三四 番地先(真福寺南 市牛句一三一番地 先(金石橋西側丁 字路交差点)まで の両側
五六〇	二、七〇〇	四、〇六〇	四〇
除く。けん引車両(原付・ 原付・けん引車両)	除く。けん引車両(原付・ 原付・けん引車両)	除く。けん引車両(原付・ 原付・けん引車両)	除く。けん引車両(原付・ 原付・けん引車両)
四〇	四〇	四〇	四〇
鰍沢	蕙崎	蕙崎	蕙崎
平成二七年三月一日告示第二 六号	平成二八年四月一日告示第四 一号	平成二八年四月一日告示第一 三号	平成二六年二月七日告示第一 七日

一、七 国道一 線 津小海 県道船	四一 一、七 国道一 線 貝中央 方道甲 主要地	四一 一、七 線 柳 町道青 一號
山梨市北字片瀬二 ○番地先(国道 一号線との十字路 交差点)までの両 側	甲斐市大和町初鹿 野二、一四八番地 先(道の駅甲斐大 和北西側丁字路交 差点)から甲州市 大和町鶴瀬九二六 番地先(鶴瀬橋西 詰)までの両側	甲斐市名取三三四 番地先(真福寺南 市中下条九一九番 地一先(中下条交 差点)までの両側
五六〇	一、三六〇	一、三六〇
車両(除く。けん引車両(原付・ 原付・けん引車両))	車両(除く。けん引車両(原付・ 原付・けん引車両))	車両(除く。けん引車両(原付・ 原付・けん引車両))
四〇	五〇	五〇
日下 吉田 富士	部 日下	蕙崎
平成二八年四月一日告示第四 一号	平成二八年四月一日告示第四 一号	平成二八年四月一日告示第二 六号